

## 令和8年第3回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和8年2月5日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和8年2月5日(木) 午前11時20分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

### (委員)

教育長 伊藤 林太郎	委員 平岩 国泰
委員 大日方 邦子	委員 加藤 良太郎
委員 田丸 尚稔	委員 松本 理寿輝

### (事務局職員)

教育委員会事務局次長	篠原 保男
教育政策課長	齋藤 貢司
未来の学校担当課長	堀江 崇
未来の学校担当課長	岡部 尚徒
学務課長	横手 麻理
教育指導課長	安部 忍
教育センター所長	間嶋 健
地域学校支援課長	山上 ますみ

(書記) 島田 直子 福德 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 2 号 令和 8 年度一般会計当初予算案に関する意見について

議案第 3 号 令和 7 年度一般会計補正予算案に関する意見について

議案第 4 号 物品購入契約に関する意見について

議案第 5 号 渋谷区公告式条例の一部を改正する条例に関する意見について

議案第 6 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

議案第 7 号 令和 7 年度渋谷区教育委員会児童・生徒等表彰の決定について

議案第 8 号 令和 7 年度渋谷区教育委員会教員表彰の決定について

議案第 9 号 渋谷区の教育目標と重点的な取組

#### 協議

(1) 令和 7 年度修了式・卒業式祝辞について

[資料 1 : 令和 7 年度修了式・卒業式祝辞 (案)]

#### 報告

(1) 神南小学校新築校舎の引渡し時期の変更について

[資料 2 : 神南小学校新築校舎の引渡し時期の変更について]

## 議事運営等

- 令和8年第3回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に加藤委員を指名

## ■ 教育長報告要旨

- まず、1月27日から29日にかけて、来年度から始まる朝キッズ事業のプログラム試行が行われた。放課後クラブの活動時間を活用し、運動などのプログラムを先行して実施したものである。次に、1月31日に生徒会交流会が行われた。今年度は各校の生徒会活動の報告に加え、株式会社MEMORY LAB代表取締役の畑瀬氏をお招きし、御自身の経験や最近AIの動向についてお話しいただいた。その上で、生成AIを未来の学校でどのように活用できるか、生徒同士で活発な議論が行われた。次に、2月3日に小学校音楽鑑賞教室が例年どおり小学校5年生を対象として、LINE CUBE SHIBUYAにて開催された。最後に、同日2月3日には、全国ICT教育首長協議会が主催する第8回日本ICT教育アワード授賞式が行われ、渋谷区が「多様な学びと教員の働き方改革を加速する渋谷の教育DX」というタイトルで、経済産業大臣賞を受賞した。

## ◆ 議案第2号

令和8年度一般会計当初予算案に関する意見について

### —◇ 説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

- 議案第2号「令和8年度一般会計当初予算案に関する意見について」説明する。本議案は、2月18日より開催される区議会第1回定例会に、令和8年度予算案が提出されることに伴うものである。資料には記載はないが、総額1,525億4,100万円、対前年度比3.9%増という過去最大の予算規模となっている。そのうち、教育関係予算計上見込額は、歳入合計額に関しては9億6,488万7千円、歳出合計額に関しては、192億436万9千円である。資料2ページ及び3ページに、別紙1及び別紙2として内訳を記載しており、資料4ページ及び5ページに、参考資料として前年度との増減等を記載した資料を付けている。繰越明許費に関しては、年度内にその支出を終わらない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できるよう定めたものとなっており、別紙3のとおり、学校建て替え及び改修工事関連の3事業を定めている。また、債務負担行為限度額に関しては、将来負担として支出が生じる契約等について、その限度額をあらかじめ定めておくものとなっており、別紙4のとおり、学校施設関連4事業を定めている。次に、それぞれの内訳について説明する。まず、4ページの「令和8年度当初予算案 歳入内訳」である。表は、左から、予算

区分の款・項・目、予算額、内訳、前年度令和7年度予算額、そして増減額の順となっている。主な増減理由を説明する。まず、(款)都支出金(項)都補助金(目)教育費補助金である。8,944万円余の増となっているが、これは、朝キッズ(朝の見守り事業)の実施に伴い、区が負担する費用に対する都の補助金(朝の子供の居場所づくり事業費補助金)の増が主な理由である。次に、(項)雑入(目)雑入である。1億372万円余の増となっているが、これは地方公共団体情報システムの標準化・共通化事業に係る補助金(デジタル基盤改革支援補助金)の増が主な理由である。これらにより、歳入合計額については、9億6,488万7千円で、前年度比1億8,617万1千円の増となっている。次に、5ページ「令和8年度当初予算案 歳出内訳」である。歳出予算案の内訳を示したもので、表の作りは、歳入の資料と同様になっている。主な増減理由を説明する。まず、(款)教育費(項)教育総務費(目)事務局費が4億4,863万円余の増となっているが、これは、青山キャンパスへの移転後の神南小学校スクールバス運行の実施等に係る経費の増が主な理由である。次に、(目)教育指導費については、1億8,942万円余の増となっているが、これは、介助員・支援員の配置に係る委託料等の増が主な理由である。次に、(項)小学校費(目)学校管理費については、4億2,375万円余の減となっている。これは、今年度実施した教育ICT基盤構築委託等に係る経費の減、小学校施設工事経費の増による差引の減が理由である。次に、(目)学校給食費については、4,702万円余の増となっているが、調理業務委託料及び給食費単価の増が主な理由である。次に、(目)学校施設建設費については、2,624万円余の増である。これは、神南小学校移転等に係る経費が主な理由である。次に、(項)中学校費(目)学校管理費は、3億5,890万円余の減となっている。こちらについても小学校費と同様に、今年度実施した教育ICT基盤構築委託等に係る経費及び中学校施設工事経費の減が主な理由である。次に、(目)学校給食費については、5,201万円余の増となっているが、小学校費と同様に、調理業務委託料及び給食費単価の増が主な理由である。次に、(目)学校施設建設費については、47億1,896万円余の減となっている。これは、今年度実施した松濤中学校・広尾中学校の工事及び鉢山中学校、原宿外苑中学校の設計に係る経費の減が主な理由である。次に、(項)校外施設費(目)校外活動費については、6,980万円余の増となっている。これは、校外学習に利用するバス運行経費の事業組み替えによる皆増が主な理由である。次に、(項)幼稚園費(目)幼稚園管理費については、4,132万円余の増となっている。これは、各園の施設工事に係る経費の増が主な理由である。次に、(款)教育費(項)社会教育費(目)社会教育総務費については、1億2,066万円余の増となっているが、朝キッズ(朝の見守り事業)の実施に伴う経費の増が主な理由である。これらにより、歳出合計額は、192億

436万9千円となり、前年度と比較して、44億9,427万7千円の減となっている。次に、繰越明許費についてである。令和8年度予算で計上している3つの事業だが、それぞれ事業の完了が令和9年度となるため、予算額の全額を繰り越すものとして設定している。次に、債務負担行為についてである。まず、7ページ「未来の学校環境整備等コンサルティング業務委託」については令和9年度から令和11年度までの期間に係る限度額を6,650万8千円として設定している。次に、8ページ「小学校給食室空調設備賃借」については、空調設備の新規設置に関するもので、令和9年度から令和13年度までの期間に係る限度額を1億2,406万4千円として設定している。対象は、臨川小学校・長谷戸小学校・幡代小学校・中幡小学校・鳩森小学校の5校である。次に、9ページ「代々木中学校建設工事」については、令和9年度から13年度までの期間に係る限度額を96億4,026万4千円として設定している。最後に、10ページ「代々木中学校建設工事監理等業務委託」については、令和9年度から13年度までの期間に係る限度額を2億1,603万4千円として設定している。次に、2月3日に行われた令和8年度渋谷区当初予算案プレス資料について、教育関連の事業について説明する。まず、「朝キッズ（朝の見守り事業）」である。小学校の始業が保育園より遅いことにより生じる「小1の壁」を解消し、保護者の就労と子育ての両立を支えることを目的として、区立小学校全18校で実施する。児童が見守りの下で運動や読書、児童同士の交流などを行い、心身のリズムを整えながら朝の時間を充実して過ごせる環境を整備する。次に、区長部局の所管となるが、「地域スポーツ・文化活動の支援」である。「シブヤ部活動改革プロジェクト」では、教職員の働き方改革の実現や学校の枠を超えた合同部活動を展開するため、専門的な指導者やマネジメント人材を部活動に配置する。また、トップクリエイターやアスリート、多様な企業など渋谷区独自のリソースを活用し、学校にはない児童・生徒の“やりたい”クラブを展開する。次に、「未来の学校プロジェクト」である。令和8年夏休み明けに仮設校舎「西原キャンパス」を開校し、来年度以降も学校建て替えを引き続き進めていく。なお、「渋谷区立小学校・中学校建て替えロードマップ」については令和7年度に見直しを行い、改定後のロードマップは令和8年度の公表を予定している。45枚目以降は、西原キャンパスと令和8年度に建て替え工事に着手する神南小学校・代々木中学校の未来の学校設備イメージである。以上が予算プレスの内容である。

---◇質疑応答 -----

(教育長)

○令和7年度と比較すると、工事費が大きく減少している。新しい事業としては、学校施設包括管理業務委託の導入や、朝キッズが主に挙げられ、修学旅行の費

用の補助などを予定している。

(平岩委員)

○区長部局になると思うが、「子どもみらい創造プログラム」とはどのような事業か。

(教育長)

○通常の保育に加えて、プログラムの展開を行うと聞いている。

(田丸委員)

○運動や文化芸術など幅広いプログラムを行うようである。将来の学校生活を見据えた良い取組だと感じている。

(大日方委員)

○同じような取組は、幼稚園でも実施されているか。

(教育長)

○保育園と比較し、園での滞在時間が短いことから、現時点では行われていない。

(大日方委員)

○幼稚園でも、預かり保育の時間などに同様の取組を導入すると、区立幼稚園の魅力向上に繋がるのではないか。

(教育委員会事務局次長)

○予算に関して補足して申し上げる。ソフト面では、一部の中学校に探究専門教員を配置する予定である。また、中学校特色づくりカリキュラム等の作成支援業務については、学校のみでは難しい中期的なプログラム構築を伴走支援できる事業者と契約する予定である。一方、ハード面では、神南小学校の移転に伴うスクールバス事業のほか、既存校においても「未来の学校づくり」の一環として、一部の学校にラーニング・コモンズを設置するための予算を計上している。

(教育長)

○探究専門教員については、来年度に4名を採用する予定である。事業を円滑にスタートさせるためにも、優れた人材に来ていただきたいと考えている。

(大日方委員)

○特定の専門に絞るのか。

(教育長)

○探究のプロセスを教えていただくので、特に絞っていない。

(田丸委員)

○アクションリサーチの場を求めている研究者は多く、そのような方々にとっても最適な内容になっているのではないかと。

(大日方委員)

○スクールバス事業についてだが、神南小学校に桜丘町のエリアから通学している児童がいるのか。

(学務課長)

○徒歩通学の児童とハチ公バスを利用して通学している児童数名がいると聞いている。

(教育委員会事務局次長)

○青山キャンパスへの移転に当たり、渋谷駅を越えて通学することに不安を抱えている保護者も多く、バスを運行することとした。スクールバスの配車位置についても、引き続き整理を進めていく。

(加藤委員)

○単なる移動手段ではなく、スクールバス内でのコミュニティづくりなど、新たな付加価値を生み出す取組ができると良い。

(学務課長)

○乗車時間は5～10分程度であるが、異学年の児童が交流するきっかけになる可能性もある。

(平岩委員)

○始動後に課題が生じることも想定されるため、適切に対応していただきたい。

(田丸委員)

○バスの運行には相応の費用がかかる。他事業との連携など、より効率的な活用が図れると良いのではないかと。

(大日方委員)

○子供たちが安全かつ快適に乗車できるよう、バスの乗り方や座席配置など、十分に配慮していただきたい。

—◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第3号

令和7年度一般会計補正予算案に関する意見について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき未来の学校担当課長が説明)

○議案第3号「令和7年度一般会計補正予算案に関する意見について」説明する。  
本議案は、2月18日から開催される第1回区議会定例会に、令和7年度補正予算案が提出されることに伴い、法の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出するものである。補正予算額として、7億7,049万1千円が減額されている。松濤中学校建設工事の部分を御覧いただきたい。債務負担行為補正として、補正前が71億9,998万6千円、補正後が78億1,200万円となっている。次に本事業の詳細について、説明する。初めに、「1 令和7年度予算減額及び債務負担変更の理由」である。松濤中学校建設工事における機械設備工事の請負業者から、前払金の受領辞退の申出があったため、令和7年度予算の減額及び令和8年度から令和10年度までの債務負担額を変更するものになる。次に、「2 補正予算案(令和7年度)」である。変更前が47億9,999万1千円、変更後が40億2,950万円、減額分が7億7,049万1千円となる。理由としては、機械設備工事の前払金不用額及び契約差額が生じたことによる令和7年度予算の減額になる。次に、「3 債務負担変更案(令和8年度から令和10年度)」である。変更前が71億9,998万6千円、変更後が78億1,200万円、増額分が6億1,201万4千円となる。理由としては機械設備工事の前払金を次年度以降へ繰り越し、契約差額を調整したことによる、令和8年度から令和10年度までの債務負担の変更になる。以下は参考として、予算科目、工事総額を示している。

—◇質疑応答 -----

(大日方委員)

○前払金を辞退することは一般的なのか。また、減額分と増額分の金額が違うのはなぜか。

(未来の学校担当課長)

○前払金の辞退については事業者の判断によるものであり、受け取るためには保証金の支払が必要となり、受領しないことを選択する事業者もいる。減額分と増額分の金額差は、契約落差である。

—◇議事結果 -----  
○原案どおり可決。

◆議案第4号

物品購入契約に関する意見について

—◇説明要旨 -----  
(※別紙資料に基づき未来の学校担当課長が説明)

○議案第4号「物品購入契約に関する意見について」説明する。本議案は、2月18日から開催される令和8年第1回区議会定例会に、物品購入契約の議案が提出されることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出するものである。令和7年11月6日の教育委員会にて、青山キャンパス及び西原キャンパスで使用する、新しい教室などの設えについて御説明したが、それを実現するための家具などである。こちらの物品購入契約に際しては、青山キャンパスについては令和7年度当初予算、西原キャンパスについては昨年末の第4回区議会定例会にて、令和7年度一般会計補正予算として繰越明許を設定し、予算の確保をしている。渋谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要とされているため、令和8年第1回区議会定例会で契約議案を提出する予定のものである。まず、「1 購入の目的」である。令和8年の夏休み明けに青山キャンパスへ移転する神南小学校で使用する備品類を購入する。備品とは、通常2年以上の使用に耐え、消費税含み、購入価格10万円以上の物品を指している。2及び3については、記載のとおりである。次に、「4 契約の方法」「5 契約の相手方」である。契約の相手方は「株式会社奥本いろは堂」で、希望型指名競争入札により決定している。最後に、「6 納入期限」である。神南小学校の青山キャンパスでの運用開始が8月31日を予定しているため、その準備期間を考慮し、8月17日としている。次に、消耗品の物品購入契約である。まず、「1 購入の目的」である。こちらは、青山キャンパスで使用する消耗品類を購入するものである。なお、消耗品とは、1回の使用や比較的短期間に消耗されるもので購入価格が10万円未満（消費税含む）の物品を指す。2及び3については、記載のとおりである。次に、「4 契約の方法」「5 契約の相手方」である。こちらでも契約の相手方は「株式会社奥本いろは堂」で希望型指名競争入札により決定している。最後に、「6 納入期限」である。備品と同様に8月31日から

学校で使用できるよう、8月17日としている。最後に、西原キャンパスにおける備品の購入契約である。まず「1 購入の目的」である。こちらは、令和8年の夏休み明けに西原キャンパスへ移転する代々木中学校で使用する備品類を購入する。2及び3については、記載のとおりである。次に、「4 契約の方法」「5 契約の相手方」である。こちらも契約の相手方は「株式会社奥本いろは堂」で希望型指名競争入札にて決定している。最後に、「6 納入期限」である。代々木中学校の西原キャンパスでの運用開始が8月31日を予定しているため、その準備期間を考慮し、8月17日としている。

---◇質疑応答 -----

(加藤委員)

○相手側が全て一緒だが、入札は一括で行っているのか。

(未来の学校担当課長)

○消耗品と備品で別々に入札をしているが、結果として全て同じ相手方に決定している。

---◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第5号

渋谷区公告式条例の一部を改正する条例に関する意見について

---◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

○議案第5号「渋谷区公告式条例の一部を改正する条例に関する意見について」説明する。本議案は、2月18日から開催される令和8年第1回区議会定例会に、本条例改正に係る議案が上程される予定であり、法の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出するものである。改正理由だが、書面掲示の見直しに伴い、条例の一部を改正する必要があるためである。新旧対照表を御覧いただきたい。まず、条例全体を通してである。こちらの条例は、昭和25年制定の非常に古い条例になっており、今回の改正を機に、全ての条に見出しを設け、必要な条に第1項、第2項といった項立てをしている。次に、第1条第1項は文言整理、第2項では、条例の公布について、渋谷区のウェブサイトへの掲載とし、区長が必要と認めた場合は、今までと同様に区役所庁舎前の掲示場への掲示に代えることができるとしている。次に、第3条第1項では、区長の定める規程を公表する際の区長の押印を削除している。次に、第4条第1項及び第2項は、文言整理をしている。条例の施行日については、区規

則で定める日となる。以上の条例改正により、区の機関である教育委員会の定める規則・規程についても、その公布を渋谷区のウェブサイトに掲載して行うこととなるため、教育委員会の意見を求められている。

--◇質疑応答 -----  
○なし。

--◇議事結果 -----  
○原案どおり可決。

◆議案第6号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

--◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第6号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について」説明する。本議案は、幼稚園教育職員の通勤手当の改定等を行うに当たり、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。改正内容について、(1) 通勤手当(第15条関係)について、改正のポイントは主に3点ある。1点目は、支給上限額の引き上げで、1か月当たりの支給上限額を55,000円から150,000円に引き上げる。2点目は、特別料金等相当額の支給要件緩和で、職員が通勤のために新幹線等を利用する場合における特別料金等相当額について、要する費用の2分の1又は2万円のいずれか低い額とする条件を廃止し、支給上限額の範囲内で全額支給する。また、新規採用時から支給要件を満たす場合には、新幹線等の利用に係る通勤手当を支給する。3点目は、委任規定の変更である。通勤手当に関する規則について、特別区では、各区の状況や他団体の取扱いを踏まえ、各区で制定することとなったため、「人事委員会規則」への委任規定部分を「教育委員会規則」へと変更する。なお、「幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則」の制定については、改めて議案として提出する予定である。次に、(2) 管理職員特別勤務手当(第23条関係)についてである。こちらは、人事院勧告により、支給対象時間帯を拡大するもので、管理職員が災害への対処、その他の臨時又は緊急の必要により、週休日以外の平日深夜に勤務した場合の支給対象時間帯を、現行は「午前0時から午前5時」としているが、改正後は「午後10時から翌日の午前5時」とする。この改正の施行期日は、いずれも令和8年4月1日から施行となる。

—◇質疑応答 —————

(加藤委員)

○人事委員会規則から、教育委員会規則へ変更されたのは、人事委員会が廃止されたなどの理由があるのか。

(教育指導課長)

○人事委員会は廃止されていないが、各区で状況が異なるため、教育委員会規則として整理されたものである。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第7号

令和7年度渋谷区教育委員会児童・生徒等表彰の決定について

—◇説明要旨 —————

非公開

◆議案第8号

令和7年度渋谷区教育委員会教員表彰の決定について

—◇説明要旨 —————

非公開

◆議案第9号

渋谷区の教育目標と重点的な取組

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第9号「渋谷区の教育目標と重点的な取組」について説明する。本議案は、令和8年度の渋谷区の教育目標と重点的な取組を定めるため、この案を提出するものである。1月22日に御協議いただいた内容から、修正した箇所を中心に説明する。まず、重点取組01である。【実現するための具体的な方策】の2点目、1行目の「デジタル」を「デジタル教材等」に修正した。また2行目の「子ども自らがコントロールする学び」を「子ども自らが選択、調整する学び」に修正した。次に、重点取組02である。【実現するための具体的な方策】の5点目、2行目の「探究的な遊びを充実するための環境」を「探究心をもった遊びを充実するための環境」に修正した。次に、9ページの重点取組04である。【実現するための具体的な方策】の2点目、2行目から3行目の「やりがい・満足度調査を実施します」を「やりがい・満足度調査を実施し、改善に

つなげます」に修正した。次に、重点取組05である。【実現するための具体的な方策】の3点目、文頭の「開かれた学校」の言葉に鍵括弧を追記した。また、4点目の1行目から2行目にかけての「朝安心して楽しく過ごせる」を「朝に安心して楽しく過ごせる」に修正した。

—◇質疑応答 -----  
○なし。

—◇議事結果 -----  
○原案どおり可決。

#### ◆協議1

令和7年度修了式・卒業式祝辞について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料1に基づき教育指導課長が説明)

○前回の協議において、委員よりいただいた意見等に基づき令和7年度修了式・卒業式祝辞を整えた。まず、幼稚園修了式祝辞である。2ページ目中段の「保護者の皆様」で始まる段落について、「頼もしさを感じて」の表現を「少し寂しく感じ」より後ろに置くことで、ポジティブな印象になるようにした。次に、小学校卒業式祝辞である。2ページ目2段落目、北川先生のエピソードから、渋谷区の子供たちのことを「誇らしく思いました」という表現から、「渋谷区の子供たちの姿が重なりました」という表現に修正した。最後に、中学校卒業式祝辞である。1点目は、1ページ目5段落目である。「例えば、」から始まる文章のところで、生徒が自分事として具体的な行動を考えやすくするために、「私が耳が聴こえないとして、私が順番を間違えて話しているとします」という場面設定から、「皆さんが複数人で話し合っている中に、一人耳の聴こえない方がいる場面を想像してください。もし、皆さんが手話で話すことができなかったとしたら、どうやって気持ちや考えを伝え合おうでしょうか」という場面設定に変更した。2点目は、2ページ目3行目、「聴覚障害の有無」という表現を、「聴こえ方の違い」という表現に変更した。3点目は、同じく2ページの2段落目「実際に」から始まる文章で、「聴覚に障害のあるデフアスリートの特徴、テクニクやトレーニング方法」という表現を「デフアスリートの特性やテクニク、工夫されたトレーニング」に替え、「健常者のスポーツにも応用されている」という表現を「他のスポーツにも活用されている」に変更した。4点目は、同じ段落の後段に、「こうした事例は、違いを受け入れるだけでなく、その違いを活かすことが、新たな価値を生み出す」という文章を追加した。5点目は、同じく2ページ目3段落目である。「聴覚障害」という表現

を、「聞こえにくいという特性」という表現に変更した。6点目は、3ページ目3段落目である。「これまでの学校生活の中でも多様性を大切にしながら毎日を過ごしてきたと思います。」という一文を入れ、これまでの学校生活の中でも多様性を尊重してきていることを価値付けられるようにした。

—◇質疑応答 -----

(大日方委員)

○小学校の祝辞において、北川先生の開発したものを説明する際に、「小さな」を削除しても意味が伝わるのではないか。

(加藤委員)

○中学校の祝辞における、複数人の中で一人耳の聴こえない方がいるという場面設定については、必ずしも一人である必要がないのではないか。

(大日方委員)

○一人が強調されている印象があるので、「一人」を削除して欲しい。

(教育長)

○ご指摘いただいた部分について修正を行う。

—◇議事結果 -----

○協議終了とする。

◆報告 1

神南小学校新築校舎の引渡し時期の変更について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料2に基づき未来の学校担当課長が説明)

○神南小学校新築校舎の引渡し時期の変更について報告する。神南小学校については公園通り西地区市街地再開発組合が、校舎建て替えに係る設計・工事発注を行う。本日は、区と再開発組合との覚書に規定されている「新築校舎引渡し時期」の変更について、説明する。まず、「1. 経緯」である。神南小学校の既存校舎から青山キャンパスへの引っ越し時期については、当初、令和8年の春休みと夏休みの両方の選択肢を検討していたが、学校側の要望等を踏まえ、令和8年の夏休みに引っ越しを行う方向で調整を進めてきた。また、青山キャンパスから新校舎への引っ越しについても、令和11年の夏休みに実施する方向で調整を進めている。一方、再開発組合側では神南小学校の設計が深度化し、令和8年夏休み明けから解体工事に着手した場合、校舎の竣工・引渡しは令和

11年7月31日までに完了できるとの回答があり、予定どおり、夏休み明けから新校舎での運用が開始できる見込みとなった。以上を踏まえ、今後、再開発組合との各種手続を進めていく。次に、「2. 基本協定・覚書の位置付け」である。神南小学校の建て替えを含む本再開発事業について、区と再開発組合との間で基本協定を令和6年12月19日付けで締結している。新築校舎の引渡し時期については、協定に基づき、別途締結した覚書に規定されている。なお、覚書については、令和7年2月25日付けで締結している。次に、「3. 現在の覚書における引渡し時期について」である。現在、覚書内では、新築校舎の引渡し時期は令和11年3月31日までとなっている。ただし、必要な場合は、区と再開発組合で協議の上、引渡し時期を変更できる旨も規定されている。次に、「4. 覚書の変更に向けて①」である。再開発組合側で校舎の竣工・引渡しは令和11年7月31日までに完了できる目途が立ったことから、今後、現在の覚書に規定されている引渡し時期を、令和11年7月31日に変更するための手続を行う。覚書の規定にのっとり、再開発組合から覚書の締結者である渋谷区長宛てに、令和8年1月27日付けで協議書が提出されている。次に、「5. 覚書の変更に向けて②」である。協議書の提出を受け、渋谷区長から渋谷区教育委員会に対し、協議の可否に係る意見照会書が提出されている。事務局側として、備品搬入等の開校準備期間を考慮すると、令和11年の7月中に校舎の引渡しを受ければ、同年夏休み明けの運用開始に間に合うため、同意したいと考えている。最後に「6. 覚書変更までのスケジュール」である。今後の流れについて、本日の報告後、速やかに渋谷区長宛てに同意回答書を提出したいと考えている。その後、渋谷区長から再開発組合に対し、協議回答書を提出し、今年度内に区と再開発組合で変更覚書を締結する予定である。

—◇質疑応答 -----

○なし。

—◇議事結果 -----

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 加 藤 良太郎